

講演

河合健司元仙台高裁長官講演会講演録

裁判官の実像

河合健司

1 はじめに

只今ご紹介いただきました河合です。母校の早稲田大学で、こうした機会を与えていただき大変光栄に思います。これから90分間を予定としまして、私が歩んできた裁判官人生の中で、具体的な事件を通して学んだこと、感じたことを中心にお話できればと思っていますので、よろしく願います。つたないレジュメですが、お配りしておきました。

私は、今年の5月に一度、ロースクール生の皆さんを相手に1時間ぐらい話をさせていただく機会がありました。この中にも聞いておられた方がいるかもしれませんが、その時は、裁判所や裁判官のイメージを少し変えてもらおうということで、先輩にこんな裁判官がいたとか、裁判官は意外にオタクが多いんだよ、面白い人が多いんですよ、といった裏話を中心にお話しをさせていただきましたが、今日は、私が、裁判官として事件を処理してきた中で学んだこと、反省させられたことなどをお話しして、皆さんの進路の参考になればと思っています。レジュメはかなり欲張った内容ですので、後半はさわり程度になってしまうかと思いますが、そこはお許してください。

今日は、学部生が多く参加されているということですので、具体的な事件処理の経験談を中心にお話しをしたいと思います。その前に、少しお

時間をいただいて、私がどんな経歴の人物か、これまで歩んできた裁判官生活の内容をかいつまんでお話ししたいと思います。

2 裁判官の仕事の魅力（裁判官生活を振り返って）

（1）私が歩んできた裁判官生活点描

私は、ご紹介いただいたとおり、昭和55年、1980年に任官し、最初は大阪地裁に配属になりました。大阪地裁では、2年間で刑事部、1年間で民事部でした。その後、函館に行き、ここでの3年間では、1年は刑事、1年は民事、1年は家裁と、1年ごとに全部経験させてもらいました。

函館時代は、まず刑事部に配属になりました。左陪席ですので、合議事件や令状事件を担当するのですが、行った当初、合議事件は殺人未遂の1件しかありませんでした。仕事があまりに少ないので、さて、どうしたものかと戸惑いました。部長や右陪席は休暇をとって趣味に励んでいました。函館時代はかなり優雅な時代だったと思います。

次は京都地裁で3年間勤務しました。このときは、民事部でした。私の貴重な民事部での3年間の勤務でした。今はもうないのですが、特殊損害賠償部といまして、交通事件、労災事件、医療過誤事件の集中部でした。これはとんでもない部です。これらの事件を1カ部、3人でやるというのですから、当初、何という部に来てしまったのかと思いました。しかも、医療過誤訴訟には数件の大型事件があり、私が行ってすぐに、係属していた未熟児網膜症の事件が結審しました。部総括一通常、裁判所の中では部長と呼んでいますので、部長と呼ばさせていただきますが一部長が「私はその判決の起案に専念するので、河合君、悪いけれども、3カ月間、合議事件の裁判長をやってくれないか」というのです。私は、右陪席でした。しかも裁判官になってまだ7年目、35歳の私に、「裁判長をやれ」と言われて、とても驚きました。その時、未熟児網膜症の事件の他に、胎児性水俣病の集団訴訟も係属していて、月に1回程度法廷があったのです

が、その裁判長をやらせてもらいました。毎回、右陪席は他の部から応援に来てもらってきていましたが、その部の本来の右陪席ではなく、部長が来ることがありました。私より十数年も先輩なので、これはやりにくい、大変でした。ただ、若くして、大弁護士や国の訴訟代理人を相手に訴訟指揮を行うことができ、度胸がつきましたし、大変勉強になりました。

次は札幌地裁に行きました。私は、裁判官のキャリアとしては、北回りコースでした。裁判官の転勤は、大きく分けて北回りコースと南回りコースとがあり、寒さが苦手な人は南へ行きます。私はスキーが好きで、北回りコースを希望しました。

札幌では、刑事部の右陪席として3年間勤務しました。このときは、ちょうど10年目、判事補の最後の年でした。裁判所には判事補会というものがあるのですが、判事補会で一番長老の10年目の裁判官が私1人しかいなかったため、会長をやれということになりました。札幌は、若い裁判官が多く、判事補もかなりの人数がいて、判事補会は一大勢力でした。毎月、昼食会をやり、いろいろ議論をしたり、判事補会の雑誌を出したり、さまざまな行事を行いました。最大のイベントは、判事補会主催のニセコへのスキー旅行です。これは地裁、家裁だけではなく、高裁の裁判官も一緒に、バスを仕立てて、ニセコへ1泊でスキーツアーに行くのです。今でもやっており、判事補会の最大のイベントです。とてもアットホームな雰囲気の良い旅行でした。北海道は大自然の中で生活ができ、心が豊かになりいいですね。私は札幌に7年、函館に3年ということで、北海道には通算して10年勤務しました。この中に北海道の方はおられますか？どこですか？（学生「札幌市です。」）いいですね。本当に札幌を含めて北海道はいいなと今でも思っています。もちろん仕事もやりました。

その後、東京高裁の刑事部に左陪席として3年間勤務しました。高裁の陪席は、ひたすら記録を読み判決を書くのが仕事です。このときの経験は、また後でお話します。

次は仙台高裁の刑事部にこれまた左陪席として3年間勤務しました。こ

のときは、死刑事件も担当しました。その話は機会があればしたいと思いますが、今日は時間の関係で割愛させていただきます。

その後は、先程ご紹介いただいたとおり、司法研修所の教官として、4年間、刑事裁判教官をいたしました。それが終わった後は、札幌高裁の事務局長を4年間経験しました。皆さんは、「高裁の事務局長というのは一体何だ?」と思われるのではないのでしょうか。これは、要するに、北海道管内の司法行政、つまり裁判官や職員の人事関係事務、会計事務、一般の庶務などの責任者です。裁判は全くしません。そういう仕事ばかりを4年間やりました。

このときに大変だったのは、何か不祥事があると事務局長が対応することです。職員が酔っ払って人を殴り逮捕されるという事件がありました。それをマスコミが警察でかぎつけて、裁判所のコメントが欲しいということになったのですが、ちょうどそのとき、私は長官の随行で列車に乗っていました。携帯に電話が入り、「局長、すぐに戻ってください」というのです。長官に断って、札幌行きの列車に乗り換え夜に着きました。すると、記者が待ち構えていて、すぐコメントを求められました。言葉を選んで慎重に話しをしましたが、それがテレビに流れまして、事務局長というのは本当に大変だなとつくづく思いました。この経験も度胸がつけました。マスコミとは、喧嘩もしましたが、仲良くもしました。最後は送別会をやらしてもらいました。やはりマスコミとは喧嘩ばかりでは駄目です。仲良くしておかないとどこで足を引っ張られるか分かりません。皆さんも気を付けてください。

その後、東京地裁に転勤となり、晴れて部長(部総括)になりましたが、わずか9カ月でまた司法研修所へ行けということで、2回目の教官となりました。このときは、上席教官という立場で、刑事裁判教官室のまとめ役のようなことをしました。このとき、ロースクール生の第一期生(新60期生)を担当しました。先日、熱海で卒業10周年の記念大会があり、私も教官として招かれました。ロースクール制度が始まって最初の卒業生が

もう10年経つという事で、つくづく時の経つのは早いなと感じています。教官時代の経験談も、話し始めるときりが無いのですが、今日は割愛させていただきます。

その後、再度東京地裁の部長になりました。このときには、裁判員裁判が始まっています、数は少ないですが裁判員裁判事件を7件担当させていただきました。その話もまた後程したいと思います。

その後、東京地裁刑事部の所長代行、静岡地裁の所長、東京高裁刑事部の部長をやり、さいたま地裁の所長から最後は仙台高裁の長官となって、今年の4月に定年で退官しました。

以上が私の歩んできた道です。皆さんが将来の仕事として裁判官を考える上でネックになるものとして、転勤があるかもしれません。私にとって転勤は非常に楽しいものでした。いろいろな場所に行かせていただき、その地の人と親しくなりましたし、多くの裁判官や職員との楽しい出会いもありました。大変充実した裁判官生活だったと思っています。転勤も新幹線網が整備され事情が変わりつつあります。東北新幹線に「はやぶさ」という速い列車があります。この中に仙台の人はいますか？昔は東北といったら東京から大変不便な地だったのですが、今は仙台まで東京から90分、大宮からですと70分ほどで行くことができます。通える範囲になったのは驚きです。10年後にはリニアが開業するらしいですが、これができると東京から名古屋まで40分ということです。そうすると、ライフスタイルがますます変わります。時代はどんどん変化するという事です。

(2) 思い出の刑事裁判

それでは、事件の話に入りたいと思います。今日は3つの話をさせていただきます。最初が、任官1年目の事件。次が東京高裁の左陪席時代、任官15年目の事件です。3つ目は、2回目の東京地裁の部長時代で、任官30年目の事件です。1年目と、15年目と、30年目の事件を取り上げてみました。

ア 任官1年目の東京研さん時代に経験した強盗事件について

最初は、任官1年目の東京研さん時代に経験した強盗事件です。先程お話ししましたように、私は最初、大阪地裁に配属されました。当時は、東京地裁以外で新任となった1年目の判事補は4カ月間、東京地裁で研さんを積むという制度がありました。今はありません。この研さん制度の趣旨は、後から聞いてみると、東京には、地方と違って大きな事件があるということと、東京地裁の裁判長には優秀な人が多いことから、そこで勉強させるということだったようですが、これはどう考えても地方の裁判長は面白くないですよ。ですから、この研さん制度は地方からの評判がよくなかったことなどから、たしか私の次の年からなくなりました。

私は東京地裁の刑事部に配属になりました。部長はYさんという方でした。Y部長は、理論家でもあり、刑事裁判について大変造詣の深い方です。Y部長は大変厳しい人だとの評判で、大阪にいたときに、「Yさんのところは大変だぞ」と言われていたのですが、結果的には非常に可愛がってもらいました。こういう性格です（笑）

私はそこで、ある強盗事件を担当しました。白昼、被告人が、銀行から出てきた男性をその場で押し倒して、現金の入ったかばんを奪って逃走したものの、直後にその男性に捕まったという事案でした。現金は20万円くらい入っていたと記憶しています。検察官は、いったん被告人がかばんを取得したということで、強盗の既遂罪として起訴してきました。この種の強盗事件は、通常、単独事件として処理されるのですが、研さんということで合議事件になり、私が主任裁判官になりました。検察官は、論告の中で、「白昼、街中で、いきなり被害者を押し倒して現金を奪ったという点で、態様が悪質である。また、金を奪う目的の計画的な犯行で、動機に酌むべき事情もない。このような犯罪は一般予防の見地からも許されない」との理由を述べて、懲役5年の実刑を求刑しました。

私は主任裁判官になりましたので過去の同種事件を調べてみたところ、この種の強盗事件の多くは実刑でした。ですから、最初は実刑もやむを得

ないと考えていました。ただ、態様は決してよくない、よくないですが、有利な事情として、凶器は使っていないこと、また、既遂犯ではあるけれども、直後に捕まっており、被害金品もすぐに戻っていますので、実質的には未遂に近い事案であること、それから、被害者との間で、分割で慰謝料を払うという合意ができており、被害者も、それほど厳しい処罰は望んでいないこと、加えて、犯行に至った動機は、被告人には奥さんと小さな子どもがいたところ、会社を突然解雇されて仕事がなくなり、生活費に困り、思い余ってやってしまったというものであること、奥さんが十分監督を誓っており、前科前歴はないという事情があったものですから、主任裁判官の私としては、この事案は執行猶予でいいのではないかと思ったわけです。

合議が始まりました。最初、私が事案を説明し、今述べたような自分の意見と理由を述べました。右陪席は一任官十数年のベテランの判事ですが一、実刑やむを得ないという意見でした。やはり犯行の態様が悪い、また、量刑の一般的傾向からしても、刑は下げるにしても実刑はやむを得ないのではないか、という意見でした。Y部長も、最初はこの事案は性質上、実刑は仕方ないのかなという趣旨のことを述べていました。私としては、2人が実刑ということであれば、量刑傾向からしても仕方ないとも考えたのですが、後で後悔するのは嫌なので、もう一度、自分の意見を述べました。部長や右陪席の意見は分かるけれども、およそ執行猶予にできない事案ではないので、更生の機会を与えてもいいのではないかと述べたのです。

その後、最終的な結論を決めるのですが、私はてっきりY部長から「河合君の意見も分かるけれども、実刑でいいですか」と言われると思って覚悟していました。自分の意見は言ったので仕方ないと思っていたら、Y部長が、「主任裁判官がそこまで言うのであれば、私としては一晩考えて、もう一度合議しましょう」と言ってくれたのです。これは本当にびっくりしました。東京地裁の大裁判長にそういうことを仰っていただいたの

で、心底驚きました。

翌日、再び合議をしました。右陪席の意見は、やはり実刑は仕方ないのではないかというものでした。私と右陪席とで意見交換をして、最後にY部長が意見を述べたのですが、「私も一晩考えた。事案の悪質性からして、落ち着きとしては、実刑が相当とも思われるけれども、およそ執行猶予にできない事案でもない。それから、法廷での被告人の態度や、情状証人が出てきた奥さんも監督を誓っていることからすると、更生の可能性もあるので、ここは主任裁判官の意見を尊重して、社会内で更生の機会を与えることにしましょうか」と言ってくださったのです。右陪席も異存ないということで、最終的に、懲役3年執行猶予5年、保護観察ということで意見がまとまりました。

このとき、私は、Y部長が仏さまに見え、裁判所というのは、本当にいいところだなと実感しました。この経験は、裁判官生活を通じてずっと頭に残っていました。

今年の5月に、ロースクール生に話しをした際には、初任の大阪地裁の経験談をしました。そのときには、裁判長と右陪席の仲が悪くて困ったという話をしました。覚えている方もおられるかと思いますが、二人の仲が悪かったので、私が主導権を握って、別の意味でやりがいを感じたという話をしましたが、東京での研さんでは、合議のあるべき姿を経験することができ、私にとって大変幸いであったと思っています。Y部長には大変感謝しています。

イ 東京高裁左陪席時代に経験した第一審死刑判決事件の取下げによる控訴終了宣言決定に対する異議申立て事件について

2件目は、東京高裁の左陪席時代に経験した事件です。レジюмеには、この事件についての最高裁の決定骨子を挙げておきました。皆さんは、まだ、控訴審、高等裁判所の刑事手続きの勉強はしていないと思いますから、私の話は分かりにくいかもしれませんが、この事案は、要するに「控訴取下げの訴訟能力があるか、ないか」が問題になった事件です。本件で

は、被告人が一審の死刑判決を不服として控訴を申し立てたのですが、控訴審の係属中に、自ら控訴を取り下げる書面を提出しました。そして、その取下げが有効であるかどうかということが問題になった事案です。これは、私が苦い経験をした事例です。

事案の概要は、被告人が、親子3人を殺害した他に2件の殺人を犯し、合わせて5人を殺したという非常に凶悪なものです。一審で死刑判決を受け、被告人は直ちに控訴したのですが、先程お話ししたように、その控訴審、高裁での審理中に、被告人自らが控訴取下書を作成して、拘置所の所長に対して提出したのです。取下書が提出されるに至った経緯の詳細は省略しますが、控訴審で審理が始まると、被告人は、もう助からないから、控訴をやめたいという趣旨の話しを、たびたび法廷でするようになっていました。裁判所としても、「それは重要な事項なので、弁護士とよく相談してから決めるように」と論じて審理が続いていました。その後、いろいろな経緯があって、突然、被告人が、拘置所長に対して、弁護人に無断で取下書を提出してしまったのです。弁護人としては、この控訴取下げは無効だという主張をしました。

審理していたその裁判所は、その取下げ行為が有効か慎重に審理しました。被告人は、高裁での審理当時、拘禁反応が出ていて、正常な精神状態ではなかったようでしたので、鑑定を実施したところ、控訴取下げ当時、拘禁反応が多少出ていて精神状態に問題はあるけれども、訴訟能力が失われていた状態ではなかった、との鑑定結果が出ました。そういう点などを踏まえて、原審、すなわち審理をしていた高裁の部は、控訴取下げは有効だという結論を出し、控訴終了宣言というのですが、控訴取下げにより終了したという主文の決定を下しました。これに対し、弁護人はすぐに異議申立てをしました。決定に対しては、異議申立てではなく抗告が原則ですが、高裁の決定に対しては上級審である最高裁に抗告はできないと刑事訴訟法に規定されており、その代わりに、その高裁に「抗告に代わる異議の申立て」ができることになっています。

その異議申立て事件が私のいた部に回ってきまして、私が主任裁判官になりました。私は記録を読んで原決定が相当かどうか随分考えたのですが、結論的には原決定は相当だと判断しました。

なぜ、原決定でいいと私が考えたのかをお話します。「訴訟能力」という言葉は分かりにくいかもしれませんが、本件で問題となったのは控訴取下げという訴訟行為をなし得る能力です。一方、この被告人について、訴訟を続けるという意味での訴訟（遂行）能力はあると考えられました（この点は、原審裁判所も最高裁の決定も同様の考えです）。つまり、訴訟を続ける能力についてはある。訴訟を続ける能力がなければ、刑事訴訟法の規定上、公判手続は停止になります。刑事訴訟法の314条では、心神喪失という言葉を使っていますが、これは刑法上の心神喪失とは異なりまして、訴訟能力があるかないか、ということです。刑事訴訟法314条については、またいずれ勉強していただければと思いますが、訴訟能力のうち、訴訟を続ける能力は問題がないのに、控訴を取り下げる能力はないという、「訴訟能力」について分けて判断することができるのかということ随分考えました。そして、被告人は、訴訟遂行能力には問題がない上、鑑定結果も、控訴取下げ当時、訴訟能力が失われていた状態ではなかったとの結論を出しているのだから、控訴取下げ当時被告人に訴訟能力はあり、控訴取下げは有効であると結論付けました。

もう一つ考えたのは、これは考えてはいけないことなのですが、仮に取下げを無効と判断しても、先程言いましたように訴訟遂行能力はありますので、審理は続けられます。そして、刑法上の責任能力は、証拠上問題ないと考えられました。ですから、結局、ここで取下げを無効として、訴訟がこのまま控訴審で継続したとしても、一審の結論が覆りそうもないと考えたのです。被告人が控訴取下げをした理由として、裁判を続ける苦痛や、重圧から逃れて楽になりたいということを盛んに述べていたわけですが、そうした被告人の意思を、この事案では尊重してもいいのではないかとということが頭をよぎりました。

そういうことで、多少精神的に問題があったとしても、控訴取下げ行為が無効ではないと考え、合議を経て原決定を維持したわけです。ところが、レジュメにも記載していますように、最高裁で取り消されました。

※【最高裁平成7年6月28日第二小法廷決定刑集49巻6号785号（一審が死刑判決をした事件について被告人の訴訟能力を認めて控訴取下を有効と判断した原々決定及び原決定を取り消した事例）】

〔決定理由の骨子〕

「死刑判決に対する上訴取下げは、上訴による不服申立ての途を自ら閉ざして死刑判決を確定させるという重大な法律効果を伴うものであるから、死刑判決を受けた被告人が、その判決に不服であるのに、死刑判決宣告の衝撃及び公判審理の重圧に伴う精神的苦痛によって拘禁反応等の精神障害を生じ、その影響下において、その苦痛から逃れることを目的として上訴を取下げた場合には、その上訴取下げは無効と解するのが相当である。ただし、被告人の上訴取下げが有効であるためには、被告人において上訴取下げの意義を理解し、自己の権利を守る能力を有することが必要であると解すべきであるところ、右のような状況の下で上訴を取下げた場合、被告人は、自己の権利を守る能力を著しく制限されていたものというべきだからである。」

この最高裁決定は、異議申立て棄却決定から短期間で出され、事件は高裁に差戻しになりました。

決定理由の骨子の中に、アンダーラインを引いておきましたが、「死刑判決を受けた被告人が、その判決に不服であるのに、死刑判決宣告の衝撃および公判審理の重圧に伴う精神的苦痛によって、拘禁反応などの精神障害を生じ、その影響下において、その苦痛から逃れることを目的として上訴を取下げた場合には、その上訴取下げは無効と解するのが相当である。それはどうしてかという、そのような場合には、訴訟能力のうちの自己の権利を守る能力、これが著しく制限されていたものというべきである」というのが理由です。

訴訟能力の定義について、皆さん勉強されましたか？これについては最

高裁の昭和29年7月30日の決定があります。訴訟能力とは、一定の訴訟行為をなすに当たり、その行為の意義を理解し、自己の権利を守る能力を指すと定義しています。決定骨子の下から5行目、「けだし」以下の部分です。「けだし、被告人の上訴取下げが有効であるためには、被告人において上訴取下げの意義を理解し、自己の権利を守る能力を有することが必要であると解すべきである」と説示して、この決定も昭和29年の最高裁判例を引用し、本件では、自己の権利を守る能力が著しく制限されていたとして、被告人に控訴取下げの訴訟能力はなく、控訴取下げは無効だと判断したのです。

最高裁で破棄されてまず私が思ったことは、訴訟能力の有無について、概念の整合性というか、理屈を優先して考えてしまったということです。最高裁がいうように、この事案は死刑事件であり、取下げになれば死刑が確定して死刑が執行されることになります。しかも、この被告人は、控訴していますから、基本的には判決に不服でした。しかも、拘禁反応等により精神状態に問題があり、その影響下で苦痛から逃れたい、楽になりたいという気持ちから、控訴を取り下げた。そのような事情のもとで、判決を確定させ、死刑を確定させて人の命を奪うことが法的に正当化されるのだろうか。そうした疑問は、当初、私のところにこの事件がきたときに若干頭の中にありました。しかし、訴訟能力という概念を突き詰めて考えているうちに、最初抱いた疑問が頭から抜け落ちてしまった。仮に一審判決の結論が最終的に覆らないとしても、事件の具体的な事情を踏まえた適正な手続き、デュープロセスをしっかりと踏むことによって刑事罰を科す、そのことだけが刑事罰が正当化される根拠です。その根源的な問題、つまり、あくまでも被告人のために、適正な手続きを経て刑を確定させること、それが、裁判官が刑事罰を科すことができる正当化の根拠であるところ、その視点が私の考えの中で抜け落ちてしまった。そのことを、この最高裁の決定で反省させられたわけです。

私は裁判官生活を37年送りました。幸い、致命的なミスなく終わること

ができたのですが、この事案だけは、やはり自分としては、裁判官として失格だなと思いました。この事件に対する思いや反省がその後の私の裁判官生活を決定付けたと言ってもいい事件です。刑事罰を科すことの重みをこの事件で十分思い知らされました。

ウ 東京地裁の部総括時代、最高裁平成24年9月7日第二小法廷判決刑集66巻9号907頁（前科証拠を被告人と犯人の同一性の証拠に用いることが許されないとされた事例）の第一審を担当して

3つ目は、2回目の東京地裁の部総括、部長時代の事案です。これは皆さん、勉強している方もいるかと思いますが、前科証拠を被告人と犯人の同一性の証拠に用いることが許されないとされた、最高裁平成24年9月7日の第二小法廷判決の事例です。私はこの事件の第一審を裁判長として担当しました。そのときの感想、私が当時考えたことを皆さんに披露しますので、参考になればと思います。

事案を簡単に述べておきますと、東京都葛飾区内における住居侵入窃盗、放火の事件です。家に入って盗みをして、その家に火を放ったところ、幸いすぐ消し止められた。そういう事案です。

被告人は、住居侵入窃盗は認めましたが、放火は一貫して否認、捜査段階から公判を通じて否認しました。現住建造物等放火罪ですので、裁判員裁判になりました。そして、公判前整理手続に入ったわけですが、検察官が出してきた、「証明予定事実」を見たところ、有罪であることの根拠事実の2番目に、「被告人には多数の同種前科があること」を挙げてきていました。これを見て私は、「この事案はちょっとどうなのかな」との疑問を持ちました。その後の公判前整理手続において、検察官は、前科関係の証拠として、本件の約17年前に被告人が犯した11件の放火事件に関する多数の証拠を請求してきました。これらの証拠について、関連性なしということで、公判前整理手続で全部却下し、公判での審理を経て、放火については証拠上認定できないとしました。ただし、住居侵入が付いていましたので、一住居侵入と放火は牽連犯ですから、住居侵入がある限り1罪です

から、無罪にはならないのですが—実質的に放火は無罪ということになりました。

そこで、検察官が控訴したところ、控訴審では、前科に関する証拠は、関連性があるとして、一審判決は破棄されました。この場合、法的関連性ということになりますが、関連性があるので、前科関係の証拠を全部却下した一審の訴訟手続は誤っているとされたのです。その後、被告人が上告したところ、最高裁は、控訴審の判決を破棄して高裁に差し戻しました。そして、最終的に一審の判決が維持されたということになりました。

まず、公判前整理手続において考えたのですが、放火の前科が11犯ある。11犯というのはすごいですよね。17年前に犯したということだけを聞くと、「そんなのすごく前の話じゃないか」と思うのですが、この被告人は、放火を非常に多く犯した結果、15年ぐらい服役していました。つまり、17年前といっても、その間は服役していたわけです。ただ、考えたのは、被告人に放火の同種前科が11犯あると聞けば、裁判員が、そのことだけで「有罪だ」と思うのではないかということです。皆さん、そう思いませんか。「うん？やったんじゃないのか？」というのが、ある意味、素朴な感覚だと思います。しかしながら、前科を犯罪事実の認定に使うてよいかについては、原則的には駄目ですよ。つまり悪性格の立証、同種の前科があるからまた犯罪をやったのだらうという立証は、裁判の事実認定として合理性はない、例外的に手口が極めて特殊で似ているなどの場合以外は駄目ですよというのが、今の通説的な考えです。そうしたことを、皆さんのように法律を勉強している方、刑事裁判の基本が分かっている方であれば理解できるのですが、一般の方から見ると、放火の前科が11犯あって、しかも、その大半が家に入って放火したとなると、もうそのことだけで、「本件の放火もやったのだらう」と、決めてしまうのではないかという疑問を抱いたわけです。

ただし、他方で考えたのは、裁判員も裁判官も、最終的な評議は一人1票であり、証拠についても、同じ証拠を見て判断するのが基本的な姿で

す。ですから、裁判員に、検察官が重要な決め手であると言っている証拠を見せないで裁判員裁判の結論を下していいのか、ということも考えました。法曹資格の有無は関係なく、最後の評議、評決は平等な立場でやります。だから、裁判員にも証拠判断の機会を与えるべきではないかとも考えたのです。自白調書の任意性の問題は勉強されましたか？自白調書の任意性の問題については、自白の信用性、つまり、被告人の自白が信用できるかどうかと密接に関連していますから、これは公判前で裁判官だけで決めるのではなく、公判において裁判員も加わった合議体で決めるというのが今の実務です。ですから、その場合とどこが違うのだろうか、と迷いました。

そういう悩みを抱きつつ、どうしたものかを考えたわけです。ただ、事実認定というのは、取り調べた個々の証拠を分析して検討したり、証拠全体を総合的に考察したりして、最終的に判断するというのが、誤りのない判断をする大原則です。しかし、本件については、同種前科が多数あるという「印象」だけで裁判員の頭が固まってしまう怖さを感じたわけです。幾ら裁判官が刑事裁判の事実認定というのはこういうものかと言ってみたとところで、一度頭が固まってしまうと、それはもう変えようがないのではないかと。ですから、本件については、前科関係の証拠は裁判員に見せてはいけないと最終的に考えました。

裁判員裁判が始まる前の裁判官だけの裁判の時代は、本件のような前科証拠を含め、とりあえず取れる証拠はできるだけ採用した上で、最終的に全部の証拠を総合的に考察して判断する傾向が強かったように思います。裁判官は、事実認定の訓練を受けていますから、採用した前科証拠を事実認定に使えるか、使えないかをよく検討した上で判断していたのです。その方が検察官の顔も立ちますし、落ち着きもいいです。立ち会った検察官としても、証拠は採用されたが、最後の事実認定で裁判官は有罪にできないと判断したのであれば、仮に放火は実質的に無罪だったとしても、検察官の顔は立つのです。

そういうことも考慮したのですが、この事案については、それはまずいのではないかと思います。そして、最終的に、公判前整理手続の中で、前科にかかる一連の証拠について、関連性がないとして全部却下しました。検察官は、裁判所のこの判断に対して、当然、公判前整理手続きやその後の公判手続きを通じて、異議を出すなどあらゆる抵抗をしてきましたので、非常に大変ではありましたが、地裁の裁判長として、大いにやりがいを感じた事件でした。

このとき思ったことを、もう一点だけ。評議については秘密事項ですので抽象的に話しますが、完全な無罪ではないので、評議で情状を検討する段階では、裁判員は前科の内容を目にすることになります。裁判員の中には、これだけ多くの前科があれば放火についても有罪ではないのかと疑問を述べた人がいました。しかし、そのときには、「こういった理由で、この前科は、犯罪事実の立証としては証拠として取っていませんから」ということを説明しました。腑に落ちていない裁判員もいたかとも思いますが、やはり法律のプロとして、裁判官として譲れないところがあると感じました。裁判員裁判は、裁判員と裁判官が協働して、適正妥当な結論を出すというのがあるべき姿だと言われています。裁判員の意見も貴重であり、よく聞かなくてはいけない、社会一般の常識をも取り入れた判決をすることが必要だと言われています。ただ、本件については、絶対に裁判官として譲れない、妥協してはならない一線があるということを感じた次第です。

以上、3件の経験談をお話ししました。こうした経験をさせてもらい、本当に良い、充実した裁判官人生を送れたなと思っています。

3 国民の司法（裁判所）に寄せる期待の大きさ

時間が、残り少なくなってきてしまいました。レジユメに、「3 国民

の司法に寄せる期待の大きさ」, それから, 「4 これからの時代に求められる裁判官像」と書いておきました。「期待の大きさ」については, ここに書いたとおりですので, さっと飛ばしていきたいと思います。つまり, 「我が国における社会構造の急激な変化」, そして, 「価値観の多様化やインターネットの進化, 普及等に伴う様々な形での対立の顕在化, 深刻化」が起きているということ, そうした状況の中で, 「社会経済の急激な変化に追いついていけない行政, 立法の機能不全」が生じているということです。

一点, 皆さんも習っていると思いますが, 最近, 特に言われているのは, いわゆる裁判所に政治的判断を求めるような現代型訴訟と言われるもの, 政策形成訴訟, そういったタイプの訴訟が増えてきています。古くは水俣病などの事件もそうですが, 公害訴訟, それから, C型肝炎訴訟などもあります。また, 最近では, 自衛隊機, 米軍機等の飛行差し止め訴訟などもあります。諫早湾の干拓の訴訟や, 沖縄の辺野古の埋め立て訴訟などもあります。原発関係では, 昨日, 福島地裁で判決がありました。これらの訴訟, 現代型訴訟と言われるものが増えてきています。注目される訴訟はこれからも増えていくことが予想されます。

こういった訴訟は, 裁判所の判断を求めるという目的の他に, 国そのものの, 行政を動かすということ, それから, 世論に訴える, マスコミの関心を引くという効果を目的としているわけです。こういった訴訟がこれから増えていく。裁判所の役割もそれによって変化が今起こりつつあります。かつての裁判というのは, 過去にあった事実に法律を当てはめて, 結論を出すという三段論法でやっていればよかったです。今は時代の流れが早過ぎます。1つの判決がいろいろなところに影響する。特に民事, 行政訴訟などは社会的な影響が大きく, 裁判所の責任は重大です。そういった意味で, 今の現役の裁判官は皆さん苦勞しているわけですが, 大変やりがいがあると思います。

そういった事件でなくても, 裁判というのは, 人一人の人生を決めてし

まうものです。例えば刑事手続きですと、逮捕状、勾留状といった令状を出す。逮捕状を出すだけでも、人生変わってしまいますよね。皆さん方、逮捕されたら、もう人生終わりだと思うのではないですか。最近、痴漢事件で捕まりそうになり、逃げて、電車にひかれたという悲惨な事件があります。裁判で怖いのは慣れです。長くやっていると、令状を出すことに余り抵抗を感じなくなる。これは怖いことです。私は自分を常に戒めてきたつもりですが、果たしてどうであったか内心忸怩たる思いです。

4 これからの時代に求められる裁判官像

最後の「これから求められる裁判官像」ですが、最初に裁判官に必要な資質、能力を幾つか挙げておきました。これは裁判官だけに必要な能力ではなくて、勉強している皆さんにも必要な能力だと思います。

「人の話を聴く能力」、これは基本ですよ。

「共感力」、これも大事なことです。他の人の心に寄り添う力、他の人の立場に立って考える能力です。これも大事です。

「多角的に物事を見ることができる力」、これも大切です。レジュメに「『木と森』の例え」と書きましたが、「木を見て森を見ず」という格言があります。事実認定の基本として、いわゆる「分析的考察と総合的判断」とよく言われます。つまり、一つ一つの証拠を分析的に考察する力と、分析した上で全体を総合的に判断する能力、この両方が必要だということが言われています。これは法律家にとって基本的に求められる力です。私は、司法研修所の教官時代「森を見ながら木を見なさい」とよく修習生に言っていました。

それから、当然ですが、「決断力」です。これがないと裁判官はできません。ただ、その前提としては、「悩むこと」、それから、「怖れること」です。皆さん、大いに悩んで欲しいと思います。ただ、悩み過ぎて結論が出ないと駄目ですよ。最後は決断です。それから、「怖れること」。裁判官

は絶大な権力も持っています。だから、すごい権力を行使しているのだということをお忘れないうこと、つまり「怖れること」、その気持をお忘れないうことが裁判官にとって必要だと思います。

「法的思考力」、「基本的な法的知識」と最後に書いておきましたが、これは、皆さんが今勉強なさっていることです。これは当然の前提になります。「基本的な法的知識」と取替えて書きましたのは、基本的な法的知識があれば応用がきくということということです。細かいことをやたら覚える必要はないのです。皆さん、優秀で立派な先生方から今、学んでいると思いますが、法的思考力、基本的な考え方を学んでほしいと思います。

以上の能力を前提にした上で、最後にゴシック体で書いておきましたが、これからの時代に求められる能力としては、「急激（革命的）に変化する時代の流れを敏感に感じ取る感性を持ちつつも、あくまでも軸足は「人間（ひと）」に置いて、その営みに対する深い洞察力と本質を見抜く力が必要ではないか」と私は考えています。革命的に変化する時代の流れ、これは今、既にネット社会に突入しているわけです。皆さん方も、もうスマホがなければ生活できなくなっているでしょう。AI（人工知能）は、急激に進化しています。自分で考えなくても答えを出してくれる時代がもう来ています。ある程度のことはパソコンでパッとやると答えが出ますよね。だから、余り考えなくても、ある程度、こういう考え方がありますと出てくるんですが、それは怖いなと思っています。

「裁判官はAI（人工知能）に仕事を奪われるか」とレジュメに書きました。皆さんご承知でしょうか、最近、イギリスとアメリカの大学チームが欧州の人権裁判の判決結果を人工知能に予測させるという実験を行いました。そうしますと、その予測精度は、実に79%が人権裁判所の結論と一致した、そういう研究結果が出ています。つい最近出たAI関係の本を見たら、この研究結果を捉えて、裁判官も近いうちに人工知能に取って代わられると盛んに強調していました。でも、それは違うのではないかと私は思っています。

私は、まず、人工知能に裁かれたくないです。まず、そこは嫌です。中国での研究結果だと、今の段階では、人工知能のIQは、人間の6歳児以下の程度しかないらしいですが、これはいずれ人間に追いつくのではないかというのが専らです。2045年にはシンギュラリティ、人間の能力を超える段階に至ると言われていますが、AIの加速度的な進化が進んでいます。しかし、やはり裁判は裁判官が裁く、AIに裁かれたくないということを思いますし、人間というのはそんな単純な生き物ではありません。皆さんも自分自身を分からないでしょう。私も自分自身を分からないです。つまり、人間は複雑怪奇な生き物で、正しいことを正しいと言われても納得しないのです。本当のことを言われると、かえって反発しますよね。人間というのは不思議な生物です。そういった複雑怪奇な人間の営みについて、人工知能が幾ら進化しても、そういった苦悩とか、悩み、それを踏まえた上で最終的な結論を導き出すというのはできないのではないかと私は思っています。人工知能の進化は加速度的ですので、そうではないかもしれませんが、皆さんが生きている間はまだ無理かなと思います。

ただし、生身の人間に寄り添うことなく、先ほど言ったように、人工知能が提供する情報に依存して、「それでいいや」と判断するようになれば、それはやがて、国民の信頼を失って、法曹の仕事も、裁判官もAIに取って代わられるかもしれません。それは皆さん方次第だと思います。そうならないように、皆さん、日々研さんを積んでほしいと思います。

最後に横川敏雄先生の著書、「新しい法律家の条件」(昭和57年(1982年)初版発行)の中から、抜き書きをさせていただきました。横川先生は、戦前から戦後にかけて、裁判所の中核で活躍された高名な刑事裁判官です。特に戦後、我が国の刑事訴訟実務の基礎を作った方です。退官した後、昭和54年、1981年から、早稲田大学で教鞭をとられ、刑事訴訟法やドイツ公法などを担当されたと聞いております。

ここに挙げておきましたが、こういうこと—「私の脳裏には、近ごろの若い法曹の間にしばしばみられる傾向、つまり、自らの眼で見、自らの頭

で考えようとしないう状況が浮かんだ。ところが、皮肉なことに、かような状況は、研修制度の整備・充実に伴い、研修方法の合理化が進んだ結果現れたように思われる。まさにマス・プロ教育の避けがたい弊で、修習生の数が500人前後という現状では、ある程度やむを得ないであろう。しかし、ジャスティスの実現に奉仕すべき人たちが論理至上主義的・人間疎外的になることは、何とかして避けなければならない。」—を言っておられます。この「今どきの若い者は」というのは、私たちの世代のことなのですが、物事を考えなくなっていると。「ああ、そうか、横川先生はそう思われていたんだな」と思った次第です。当時は司法修習500人時代でした。この500人でも、先生は、マス・プロ教育の弊害が出ていると言うのですから、今はどうなのだと。今の司法修習を見て、先生はどんな意見をおっしゃるか聞いてみたいと思います。それはともかくとして、私が述べたいのは、ここの中で、下のほうですが、「しかし、ジャスティスの実現に奉仕すべき人たちが論理至上主義的・人間疎外的になることは、何とかして避けなければならない。」と言っておられます。これは裁判官だけでなく、法曹一般の資質としてだと思えます。著書を読まれると分かりますが、非常に温かい心を、豊かな人間性を求め続けた先生ならではのご指摘ではないかと思えます。時代を超えて、大切にしていかなければならないと思っています。私も、この先生の考えに従って、裁判官としてやって来たつもりですが、皆さん方早稲田で学ぶ者として、このことを心に刻んでおいていただければ幸いです。

若干オーバーしましたが、私の講演はこれで終わりです。どうもありがとうございました。(拍手)